

資料2-36 炭化水素系物質に係る指定施設の種別内訳(平成19年3月31日現在)

規則番号	施設種類	施設数	割合 (%)
5	有機溶剤貯蔵施設	307	71.4
1	原油貯蔵施設	50	11.6
2	揮発油貯蔵施設	48	11.2
3	ナフサ貯蔵施設	25	5.8
合計		430	100.0

規則とは、三重県生活環境の保全に関する条例施行規則第4条の事です。

(四日市市管轄分を除く)